

会費納入について(お知らせ)

日頃より、柔道協会にご協力並びにご支援を賜り誠に有難うございます。

さて、標記のことについてですが、高知県柔道協会規約7条1項に「会員になろうとする者は、入会金を、会員は会費を協会に納めなければならない。」と規定されています。また、規約11条1項3号に、「会費を2年以上滞納したとき」は、懲戒(除名)の対象となる規定もございます。毎年、全柔連登録をしている方については問題ありませんが、登録をしていない方は、毎年3,000円の会費納入をお願いいたします。

尚、名誉会員につきましては、別規定がございます。

納入先

四国銀行 中央市場支店 普通口座
口座番号 168662
口座名 高知県柔道協会

ご不明な事項がございましたら、高知県柔道協会理事長 藤岡までご連絡ください。
連絡先 090-3460-0279